車体の形状	構造要件	留意事項
	法務省、検察庁、警察庁及び都道府県警察等において	• 道路交通法施行
	使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要	令第13条に基づ
	件を満足しているものをいう。	き、公安委員会
	1 護送任務を遂行するために必要な特種な設備を有す	から緊急自動車
	ること。	として指定され
	2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレ	ていること又は
	ンを有すること。	指定申請済みで
		あることを証す
		る書面の写しの 提出を求めるも
		挺出を求めるも のとする。
		<i>い</i> とする。